

## 特定非営利活動法人（NPO法人）のご利用について

中小企業信用保険法の改正に伴い、平成 27 年 10 月 1 日から特定非営利活動法人（NPO 法人）のみなさまにも信用保証協会がご利用いただけます。（一部の保証制度を除く）  
平成 28 年度においては、20 件（232,500 千円）の保証のご利用をいただきました。  
今後も、積極的な支援に努めてまいりますので、より一層のご利用をお願いいたします。

### 【保証の対象となるかた】

- 愛知県内に事業所があり、事業を営んでいるNPO法人  
（ただし、保証対象業種を営んでいること。）
- ◆小売業・飲食店：50 人以下
- ◆卸売業・サービス業：100 人以下
- ◆製造業・建設業・運送業：300 人以下

### 【資金使途】

- 事業経営に必要な運転資金と設備資金

### 【担保】

- 原則不要

### 【連帯保証人】

- 原則代表者以外不要

### 【保証申込みに必要な書類】※1

- |                                     |                                     |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| ◆信用保証委託申込書                          | ◆事業報告書等                             |
| ◆信用保証委託契約書                          | （特定非営利活動促進法第 28 条に規定する<br>次の書類）     |
| ◆印鑑証明書                              | ・事業報告書                              |
| ◆個人情報の取扱いに関する同意書                    | ・計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び<br>財産目録       |
| ◆商業登記にかかる登記事項証明書<br>（商業登記簿謄本）、定款の写し | ・年間役員名簿                             |
| ◆許認可等を要する業種については<br>許認可証等の写し        | ・社員※2のうち 10 人以上の者の氏名及び<br>住所を記載した書面 |

※1 このほか、保証制度等により提出していただく書類があります。

※2 社員とは、総会で表決権を持つ会員（いわゆる会社等に努める社員ではありません。）のことです。